

最高裁総一第134号

(庶ろ-03)

平成26年2月13日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総長 大 谷 直 人

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
について（依命通達）

標記の会同を別紙の要領によって開催しますので，出席してください。

なお，随員として，高等裁判所事務局長を帯同してください。

(別紙)

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成26年6月18日(水)及び19日(木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会同員 高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

時間 日 (曜日)	9 : 30 ～ 12 : 00	12 : 00 ～ 13 : 00	13 : 00 ～ 17 : 00	協議終了後
18日 (水)	最高裁判所長官 挨拶 協議	昼食 休憩	協議	懇談会
19日 (木)	協議	昼食 休憩	拝謁	

最高裁総一第135号

(庶ろ-03)

平成26年2月13日

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総長 大 谷 直 人

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
について（依命通達）

標記の会同を別紙の要領によって開催しますので，出席してください。

(別紙)

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成26年6月18日(水)及び19日(木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会同員 高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

時間 日 (曜日)	9 : 30 ～ 12 : 00	12 : 00 ～ 13 : 00	13 : 00 ～ 17 : 00	協議終了後
18日 (水)	最高裁判所長官 挨拶 協議	昼食 休憩	協議	懇談会
19日 (木)	協議	昼食 休憩	拝謁	

最高裁総一第136号

平成26年2月13日

最高裁判所首席調査官 殿

最高裁判所事務総局総務局長 中 村 慎

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
について（通知）

標記の会同が別紙の要領によって開催されることになりましたから，参列してください。

(別紙)

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成26年6月18日(水)及び19日(木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会同員 高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

時間 日 (曜日)	9 : 30 ～ 12 : 00	12 : 00 ～ 13 : 00	13 : 00 ～ 17 : 00	協議終了後
18日 (水)	最高裁判所長官 挨拶 協議	昼食 休憩	協議	懇談会
19日 (木)	協議	昼食 休憩	拝謁	

最高裁総一第137号

平成26年2月13日

司法研修所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 中 村 慎

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
について（通知）

標記の会同が別紙の要領によって開催されることになりましたから，参列してください。

(別紙)

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成26年6月18日(水)及び19日(木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会同員 高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

時間 日 (曜日)	9 : 30 ～ 12 : 00	12 : 00 ～ 13 : 00	13 : 00 ～ 17 : 00	協議終了後
18日 (水)	最高裁判所長官 挨拶 協議	昼食 休憩	協議	懇談会
19日 (木)	協議	昼食 休憩	拝謁	

最高裁総一第138号

平成26年2月13日

裁判所職員総合研修所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 中 村 慎

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
について（通知）

標記の会同が別紙の要領によって開催されることになりましたから，参列してください。

(別紙)

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成26年6月18日(水)及び19日(木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会議員 高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

時間 日 (曜日)	9 : 30 ～ 12 : 00	12 : 00 ～ 13 : 00	13 : 00 ～ 17 : 00	協議終了後
18日 (水)	最高裁判所長官 挨拶 協議	昼食 休憩	協議	懇談会
19日 (木)	協議	昼食 休憩	拝謁	

最高裁総一第139号

平成26年2月13日

司法研修所教官 藤 井 敏 明 殿

最高裁判所事務総局総務局長 中 村 慎

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
について（通知）

標記の会同が別紙の要領によって開催されることになりましたから，参列してください。

(別紙)

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成26年6月18日(水)及び19日(木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会議員 高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

時間 日 (曜日)	9:30 ～ 12:00	12:00 ～ 13:00	13:00 ～ 17:00	協議終了後
18日 (水)	最高裁判所長官 挨拶 協議	昼食 休憩	協議	懇談会
19日 (木)	協議	昼食 休憩	拝謁	

平成26年度長官所長会同配布資料目録

- 1 会同日程
- 2 会議員名簿
- 3 会同席図
- 4 会同進行予定

平成26年度長官所長会同日程

時間 日 (曜日)	9:30 ~ 12:00	12:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	協議終了後
18日 (水)	最高裁判所長官 挨拶 協議	昼食 休憩	協議	懇談会
時間 日 (曜日)	9:30 ~ 12:00	12:00 ~ 13:00	13:00 ~ 15:10	
19日 (木)	協議	昼食 休憩	拝謁	

平成 2 6 年度長官所長会同会同員名簿

東京高等裁判所長官	小	池	裕
大阪高等裁判所長官	永	井	敏雄
名古屋高等裁判所長官	岡	田	雄一
広島高等裁判所長官	西	岡	清一郎
福岡高等裁判所長官	安	井	久治
仙台高等裁判所長官	倉	吉	敬
札幌高等裁判所長官	大	橋	寛明
高松高等裁判所長官	松	本	芳希
東京地方裁判所長	荒	井	勉
東京家庭裁判所長	小	川	正持
横浜地方裁判所長	市	村	陽典
横浜家庭裁判所長	西	村	則夫

さいたま地方裁判所長	戸	倉	三	郎
さいたま家庭裁判所長	井	上	哲	男
千葉地方裁判所長	原			優
千葉家庭裁判所長	安	藤	裕	子
水戸地方裁判所長	栃	木		力
水戸家庭裁判所長	志	田		洋
宇都宮地方裁判所長	綿	引	万	里子
宇都宮家庭裁判所長	近	藤	壽	邦
前橋地方裁判所長	小	泉	博	嗣
前橋家庭裁判所長	小	坂	敏	幸
静岡地方裁判所長	林		道	晴
静岡家庭裁判所長	長	谷	川	一
甲府地方・家庭裁判所長	植	村		稔

長野地方・家庭裁判所長	藤	井	敏	明
新潟地方裁判所長	青	野	洋	士
新潟家庭裁判所長	橋	本	昌	純
大阪地方裁判所長	小	佐	田	潔
大阪家庭裁判所長	川	合	昌	幸
京都地方裁判所長	並	木	正	男
京都家庭裁判所長	河	野	清	孝
神戸地方裁判所長	高	野		伸
神戸家庭裁判所長	岡	原		剛
奈良地方・家庭裁判所長	中	川	博	之
大津地方・家庭裁判所長	川	神		裕
和歌山地方・家庭裁判所長	佐	村	浩	之
名古屋地方裁判所長	加	藤	幸	雄

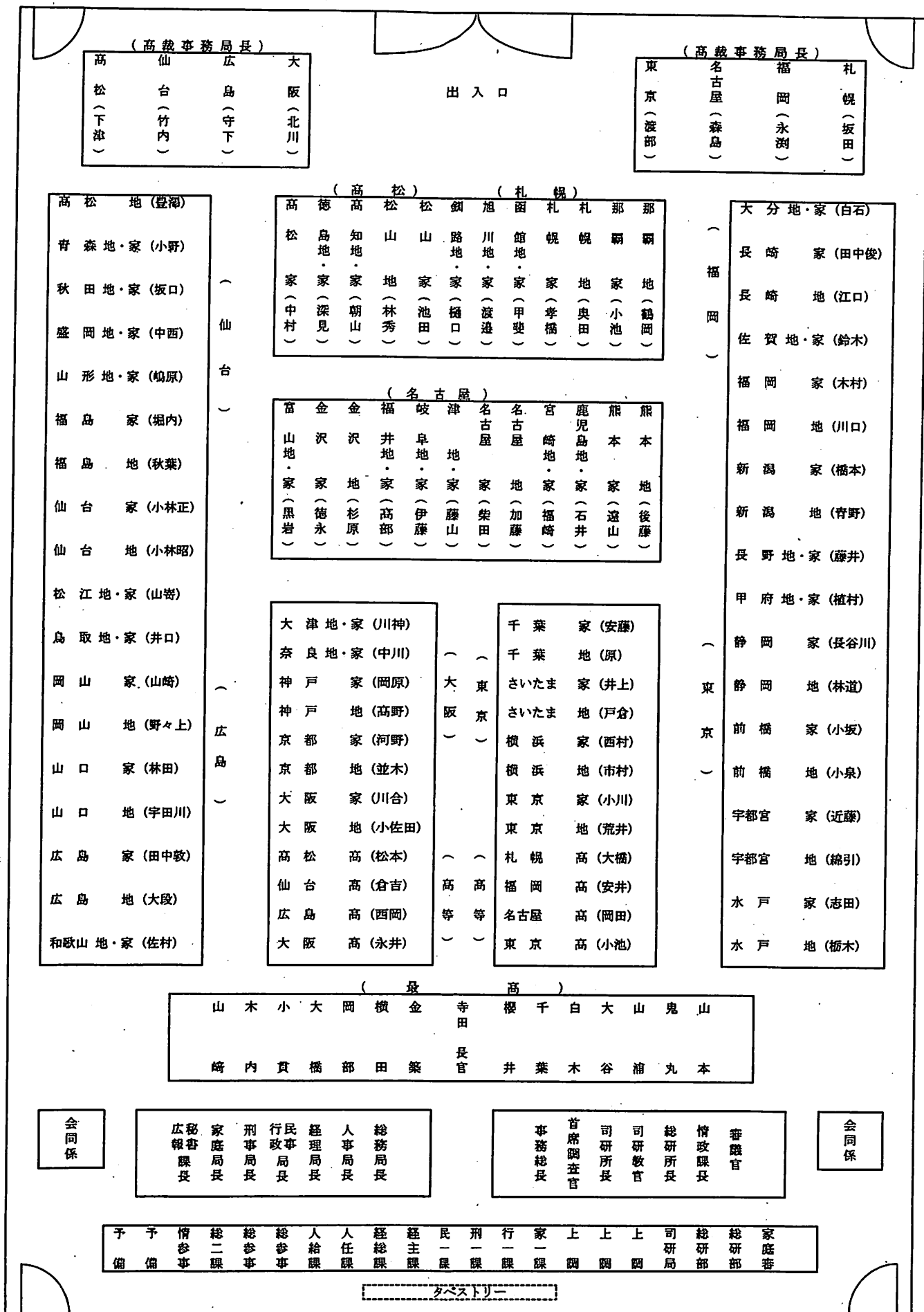
名古屋家庭裁判所長	柴	田	寛	之
津地方・家庭裁判所長	藤	山	雅	行
岐阜地方・家庭裁判所長	伊	藤		納
福井地方・家庭裁判所長	高	部	眞規	子
金沢地方裁判所長	杉	原	則	彦
金沢家庭裁判所長	徳	永	幸	藏
富山地方・家庭裁判所長	黒	岩	巳	敏
広島地方裁判所長	大	段		亨
広島家庭裁判所長	田	中		敦
山口地方裁判所長	宇	田	川	基
山口家庭裁判所長	林	田	宗	一
岡山地方裁判所長	野々	上	友	之
岡山家庭裁判所長	山	崎	まさ	よ

鳥取地方・家庭裁判所長	井	口	修
松江地方・家庭裁判所長	山	寄 和	信
福岡地方裁判所長	川	口 宰	護
福岡家庭裁判所長	木	村 元	昭
佐賀地方・家庭裁判所長	鈴	木 浩	美
長崎地方裁判所長	江	口 と し	子
長崎家庭裁判所長	田	中 俊	次
大分地方・家庭裁判所長	白	石 哲	
熊本地方裁判所長	後	藤 眞 理	子
熊本家庭裁判所長	遠	山 廣	直
鹿児島地方・家庭裁判所長	石	井 寛	明
宮崎地方・家庭裁判所長	福	崎 伸 一	郎
那覇地方裁判所長	鶴	岡 稔	彦

那 霸 家 庭 裁 判 所 長	小	池	勝	雅
仙 台 地 方 裁 判 所 長	小	林	昭	彦
仙 台 家 庭 裁 判 所 長	小	林		正
福 島 地 方 裁 判 所 長	秋	葉	康	弘
福 島 家 庭 裁 判 所 長	堀	内		明
山形地方・家庭裁判所長	嶋	原	文	雄
盛岡地方・家庭裁判所長	中	西		茂
秋田地方・家庭裁判所長	坂	口	公	一
青森地方・家庭裁判所長	小	野	洋	一
札 幌 地 方 裁 判 所 長	奥	田	正	昭
札 幌 家 庭 裁 判 所 長	孝	橋		宏
函館地方・家庭裁判所長	甲	斐	哲	彦
旭川地方・家庭裁判所長	渡	邊		康

釧路地方・家庭裁判所長	樋口裕晃
高松地方裁判所長	豊澤佳弘
高松家庭裁判所長	中村哲
徳島地方・家庭裁判所長	深見敏正
高知地方・家庭裁判所長	朝山芳史
松山地方裁判所長	林秀文
松山家庭裁判所長	池田光宏

平成26年度長官所長会同席図（大会議室）



平成26年度長官所長会同進行予定

内 容	提 案 庁	担当局	時 間	備 考
最高裁判所長官挨拶			(第1日目) 9:30～ 9:40	10分
1 民事裁判の紛争解決機能を 全体として高めるために取り 組むべき課題について	札幌地（奥田）	民事局	9:40～10:40	60分 (休憩20分)
			11:00～12:00	60分
			12:00～13:00	昼食
2 家庭裁判所の機能強化に向 けて裁判官がその役割を適切 に果たしていくために取り組 むべき課題について	千葉家（安藤）	家庭局	13:00～14:50	110分 (休憩20分)
3 裁判員法施行後5年を経て 裁判運営の経験が蓄積されつ つある中で、裁判官と裁判員 とのより実質的な協働を実現 するために取り組むべき課題 について	京都地（並木）	刑事局	15:10～17:00	110分
4 若手・中堅裁判官の成長支 援について考慮すべき事項	名古屋地（加藤）	人事局	(第2日目) 9:30～10:30	60分 (休憩30分)
			11:00～12:00	60分
			12:00～13:00	昼食
			13:00～15:10	拝謁等※

(※) 高裁長官 長官懇談（予備室） 13:30～14:30
地家裁所長 拝謁（皇居） 13:10～14:40 ころ
高裁事務局長 事務連絡（秘書課会議室） 13:00～14:55

意 見 要 旨

高等裁判所長官
地方裁判所長 会 同
家庭裁判所長

平成26年6月18日，19日開催

協 議 事 項

- 1 民事裁判の紛争解決機能を全体として高めるために取り組むべき課題について
(札幌地裁)
- 2 家庭裁判所の機能強化に向けて裁判官がその役割を適切に果たしていくために
取り組むべき課題について (千葉家裁)
- 3 裁判員法施行後 5 年を経て裁判運営の経験が蓄積されつつある中で、裁判官と
裁判員とのより実質的な協働を実現するために取り組むべき課題について (京都
地裁)
- 4 若手・中堅裁判官の成長支援について考慮すべき事項 (名古屋地裁)

1 民事裁判の紛争解決機能を全体として高めるために取り組むべき課題について

(札幌地裁)

(1) 地裁における部の機能の活性化と所長の役割

ア 現状と問題点

(ア) 昨年の長官所長会同では、現下の民事訴訟が抱える課題として、複雑困難化する事件に対して判断の質を高めるとともに、継続的に訴訟運営の改善を進めていく必要がある、これらの課題に取り組んでいくための裁判所全体としての方策の一つとして、部の機能を活性化させていくことが有効であることについて、大方の異論はなかった。

札幌地裁では、長官所長会同以降、民事部会、部総括や陪席裁判官との個別の昼食会等の様々な機会を通じて、所長が各裁判官に語りかけ、相互に意見交換を行うなどの取組を行ってきたが、部の機能の活性化及びその背景にある部全体で事件を処理するという考え方自体については、部総括をはじめ、陪席裁判官にも大きな抵抗感なく受け止められているように感じている。

具体的な変化としては、これまであった付合議の基準、時期、手順等について、部総括の主導により再検討を始めたり、合議相当な単独事件の合議化につき実践を始めた部も現れている。また、合議事件の新しい法律問題については、当該事件の合議体を構成していない右陪席も巻き込んで、皆で議論する試みを行っている部もあり、陪席裁判官からは、実質的な合議によって問題点の発見や解明が進むなど、合議の意義を改めて実感できたとの感想も聞かれる。

審理運営改善についても、今回の議論を一つのきっかけとして、一部の部総括や右陪席が中心となって、やや形骸化していた弁護士会との協議会について見直しを行い、訴え提起段階から、訴訟の進展に従って生じる訴訟運営に関する実務上の諸問題を順次取り上げることとし、2か月に1度

の割合で継続的により実践的な協議を行うこととしたほか、右陪席と若手弁護士との間の勉強会を立ち上げるなど、庁としての継続的な運営改善の機運も生まれつつある。

- (イ) しかしながら、庁全体としてみると、部総括も含めて裁判官の間の取組姿勢にかなりの温度差が見られ、中には、部内のコミュニケーションを活発化する程度の軽い受け止め方にとどまっている者も見受けられる。

その背景には、裁判官の間で、現在の民事裁判が抱える課題を我が事として捉えられておらず、部の機能の活性化の意義を判断の質の向上や審理運営改善の動きと関連付けて理解することができないまま、表面的な理解に終わっている者が多いという実情があるように思われる。例えば、審理運営改善については、その必要性に関して異論を述べる者はいないものの、他方で、事件はそれなりに回っているという認識もあり、自分の審理運営のどこに問題があり、どう改善していく必要があるのかといった点まで具体的に考えられている者はいまだ少数派である。また、判断の質の向上についても、複雑困難事件は複数の裁判官の眼で多角的に検討した方がよいという抽象論に関しては、違和感なく受け入れられているものの、他方で、合議にすると事件処理の効率が落ちるとの認識は多くの裁判官に共有されており、どの範囲の事件を合議にして3人で議論すべきなのかについては、具体的なイメージが共有されていない。このため、合議と単独の振り分けについて、新件段階で部総括が関与したり、単独事件について定期的に合議相当事件を検討することをシステム化していない部では、波及効果のある事案が単独係に埋もれている可能性も否定することができないところである。

合議事件への右陪席の関与の実情も、部によって様々であり、更にいえば右陪席によって区々である。右陪席の合議関与は、個々の右陪席のやる気・能力・経験・繁忙度等によって左右されているのが実情であり、自ら

の単独事件を上手く処理することに目がいき、合議事件を自分の事件として捉えられていない右陪席も見られる。また、比較的積極的に合議事件に関与している右陪席であっても、争点整理段階から実質的に関与できている事件はそれほど多くなく、判決起案の段階での関与が中心となっていて、争点整理段階からより積極的に関与すべきではないかといった問題意識は十分とはいえない。このような右陪席の合議関与の状況に対して、部総括は物足りないと感じている部分もあるものの、右陪席に対する遠慮から、合議関与は右陪席の本来の職責ではないかという議論を正面から行うことまではできていない。そもそも、部総括が、右陪席の合議関与の在るべき姿について明確な考えを持てているかといった点も問題にする余地はあり、部総括自身が日々の事件処理に追われてしまい、在るべき合議の姿について思考を深められていない面もある。結局のところ、右陪席がどのような事件・手続段階でどのように関与することが、判断の質の確保や陪席の指導育成のために必要であるかについては、民事部全体はおろか合議体の中でも認識が共有されていないのが現実であり、その背景には、右陪席に一定の負担を強いる合議関与の在り方について、「裁判官の職責とは何か。」「部総括と右陪席はそれぞれどのような役割を果たすべきか。」といった原点に立ち帰った議論が部内で行われていないという問題があるように思われる。

イ 今後の取組方策

このように見ると、昨年来、具体的な実践が一部に見られるものの、真に部の機能の活性化を実現するためには、いまだ課題が大きいと実感している。考えてみるに、これまで民事部においては、事件処理の効率化の観点から、単独事件の処理を原則形態として運用し、合議の在るべき姿については必ずしも具体的なイメージが共有されずにきた中で、このたびの議論は、合議の持つ意味を問い直し、これを中核として、単独事件処理についても部内の議

論を高めていこうとするもので、これまでの発想を大きく転換させる内容を含んでいるだけに、裁判所全体として相当なエネルギーをかけて取り組むべき課題であり、一朝一夕に実現できるものではないと思われる。所長としても、このことを念頭に置いて取り組んでいかなければ、一時の掛け声で終わってしまうのではないかと危惧している。そのためには、民事裁判の抱える課題の大きさと、これに個々人で対応するには限界があるため部に属する裁判官が知識と経験を合わせて対応していくことの必要性を繰り返し裁判官層に訴えかけ、各部の実情を踏まえた裁判官同士の本音ベースの意見交換を行うことが必要と考えており、その中で、実践に移すについて何が隘路となっているかについて問題点をあぶり出し、これを一つ一つ解消していくことが必要であると思われる。

具体的な取組方策としては、まず、部間の事務負担の不均衡や人的態勢に問題（阻害要因）があるのであれば、事務分配の変更等を含め、速やかに司法行政上の措置をとる必要があることは言うまでもない。裁判官の意識改革の観点からは、部総括に対しては、例えば、部の課題をどのように捉えているかを問いかける中で、自分や部の問題状況を認識させ、右陪席に対しては、例えば、合議事件への関与の実情を問いかけるなどして問題意識を引き出すことが有効である。その前提作業として、統計データ等を収集、分析して、部の実情を正確に把握しておく必要がある。その上で、このような問いかけを継続的に行うことにより、その後の進捗状況を確認することが重要であると思われる。さらに、当庁は複数部あることから、部相互で良い意味での刺激を与え合うことも有効ではないかと考えている。その際、まずは部総括に働き掛け、部総括間で、先進的な取組を行っている部の実情等について情報交換、情報共有をしてもらい、先進的な取組に至った経緯や効果、推し進める際の留意事項等を理解した上で、部総括を中心に、部内でじっくりと腹を割った議論をすることが有益であると思われる。また、高裁単位での協議会

等の機会を活用して、庁内で事前協議を行い、参加する裁判官に十分な意識付けを与え、協議結果の報告会を設けるなどして、更なる意見交換を進めていくことを考えたい。

(2) 簡裁を取り巻く環境変化と課題

ア 地簡裁の連携と役割分担を視野に入れた運用改善とその定着に向けた取組
札幌簡裁では、平成23年に比して平成25年は交通損害賠償事件が約1.5倍に増加しているところ、全国と同じく、弁護士費用保険の普及により、弁護士代理訴訟が急増し、弁護士関与率は96パーセントに及んでいる。その影響もあってか、交通損害賠償事件の控訴も増加し（昨年の控訴率は約56パーセント）、他の一般の控訴事件と併せて、地裁の合議事件処理を一定程度圧迫する要因となっている（地裁合議事件に占める簡裁控訴事件の割合は、昨年の新受ベースで約89パーセント、未済ベースで約31パーセントとなっている。）。また、弁護士の主張立証活動に引きずられて争点が拡散し、審理期間が延びるケースもみられ、簡裁としては、訴額に応じた簡裁らしい審理（争点の拡散を防ぐ審理運営、証拠調べ前の和解、司法委員や簡略判決の活用）を実現していく必要があるが、札幌簡裁では、個別の取組にとどまっており、庁全体としての取組には至っていないのが実情である。

また、法曹人口増加に伴う将来的な事件増の可能性も踏まえると、地裁と簡裁、訴訟と調停の役割分担の観点が重要であり、後者については、昨年末に司法研究により在るべき調停運営のモデルが提示されているが、札幌簡裁では、裁判官ごとの個別運用の形での検討は始まっているものの、庁としての取組はこれからである。

イ 所長の果たすべき役割

(ア) 簡裁の機能強化を図るためには、個々の裁判官の取組のみでは不十分であり、庁として課題に取り組むことが重要である。しかし、簡裁判事は、合議事件の経験がないこともあって、独立独歩の気風が強く、これまでの

当職の経験に照らし、自分の担当する事件について他の裁判官の意見を聴取することを潔しとしない者も多いし、他の裁判官の事件処理に対する関心も概して低い傾向にあるといえよう。札幌簡裁では、最近、担当する個別の事件について同室の他の簡裁判事に意見を聴く姿を見る機会が増えたと聞いているが、なお十分とは言えないように思われる。こうした簡裁判事の意識を改革するためには、所長が率先して働き掛け、組織的な発想に立って、裁判官同士の意見交換を活発化させ、運用面での相互の連携を高めていく必要がある。

- (イ) また、簡裁の事件処理について、地裁からの支援策も考えておく必要がある。札幌地裁管内では、民事部総括判事と簡裁判事との間で意見交換会を行っているほか、管内の簡裁判事協議会を年2回開催し、民刑の部総括からも具体的なアドバイスをもらっている。このほか、簡裁における交通損害賠償事件や民事調停のプラクティスについて、弁護士会に協力を求めることも検討する必要があると思われるが、その際には、地裁のバックアップが必要であろう。

以上のとおり、簡裁においても、地裁における部の活性化に対応した形で、庁としての活性化を図ることが課題であり、そのためには所長の役割が重要であると認識している。

2 家庭裁判所の機能強化に向けて裁判官がその役割を適切に果たしていくために 取り組むべき課題について

(千葉家裁)

(1) 家庭裁判所の機能強化に向けた運営改善の取組において裁判官が果たすべき 役割

ア 家事調停事件、後見関係事件に関する取組の現状

ここ数年の長官所長会同において、これまで家庭裁判所が期待される紛争解決機能を十分に発揮してきたとはいえないのではないかという問題意識を踏まえ、家事事件手続法（以下「家事法」という。）の施行を契機に、意識改革を図り、運用改善に向けた取組を継続し体質改善をしていく必要があることが確認された。家事調停については、その法的紛争解決手続としての機能を強化するために、裁判官が家事法の趣旨を十分に理解し、具体的な問題意識を持った上での家事調停の在り方を検討する必要があることが確認されたとともに、各所長が、支部を含む管内の事情を十分に把握し、それを踏まえて庁の実情に応じた効果的な取組を進める必要があることが確認された。以降、以上の点を踏まえ、各庁は、家庭裁判所の機能強化に向け、具体的で実践的な運営改善の取組を強く進めているものと思われる。

家事調停と後見関係に関する千葉家裁における運営改善の取組の現状は次のとおりである。

(ア) 家事調停

千葉家裁では、従前から、調停委員との評議の充実を意識し、積極的関与を実践している裁判官もいたが、庁全体ではなく一部のあるいは個々の取組にとどまり、必ずしも効果的なものではなかった。そこで、昨年9月

以降、取組推進の方策として、①管内全庁の調停担当裁判官を集めて、各研究会等の還元や相互の情報と意見を交換し、裁判官の効果的関与につき認識を共有し、意識を高めるべく、事務打合せを行ったほか、②本庁家事部全員と各支部1名の裁判官による「調停ノウハウ検討PT」（リーダーは支部の中堅裁判官）を設け、より具体的、実践的な検討をし、③本庁三職種（裁判官、書記官、家裁調査官の各3名）による「調停充実PT」（リーダーは若手裁判官）を設け、職種間の連携を重視しかつ調停の手續全体を通じた諸整備を図った。以上を柱として、実践場面では、裁判官の役割意識が高まり、具体的事案において、本庁・支部の事情に応じ、重点的ポイントを意識した関与やメリハリのある進行などで一定の具体的改善が見られ、このように、運営改善の取組は、総体的に見ると、効果的な関与を志向しているとはいえる。

しかし、裁判官ごとに取組の姿勢に差があること（本庁と支部の違いでなく、特に事務打合せ不参加者やベテランの意識が追い付かない。）、裁判官が重点的に関与すべきポイントの共通認識の形成やそれに基づく合理的な評議のプラクティスの確立までには至っておらず、同一庁内でも関与の基準が区々で、関係職種に調停の進行方針を明示できていないことなど、不十分な点があり、効果につき検証をどのように行うかも模索中であって、取組はまだこれからである。また、本庁・支部とも、推進役を担った裁判官の転出による取組の後退が懸念され、転入裁判官に理解と関与の意識とともに、継続発展させる動きを求めることになる。

(イ) 後見関係

必要に応じて監督する事件類型の点検作業については、本庁・支部とも、処理計画に従って進めており、具体的な監督方法も、従来のやり方にとられない合理的方法を検討し、実践した。また、不正対応については、当庁で申し合わせた緊急事務処理指針に従った処理態勢が機能しており、本

指針の重要性や意義に対する理解が深まり、現在は、その趣旨に則った速やかな対応、必要な処置が行われている。さらに、適正な後見監督の仕組みを築くために、親族後見人等に対する説明会を実施し、専門職団体との協議を重ねているほか、具体的処理基準や事務処理方法等の改善にも着手した。

しかし、後見制度支援信託について、新件では活用事例が出ているがまだ十分ではないし、管理継続案件については親族後見人から理解を得る仕組みが整っていないことに加え、専門職団体の理解・協力を十分に得ることができる状況になっていないため、活用が進んでいない。また、後見監督又は後見制度支援信託につき、協力的でない親族後見人等に対し、積極的に説明に関わる裁判官がいる一方、「裁判官は決裁官」であるとして後見事件処理における裁判官の役割意識に欠ける者も存在する。さらに、後見関係事件数の増加が見込まれるが、その膨大な事務量を見越した合理的な事務処理の在り方を考えるまでには至っていない。

イ 法的紛争解決機能の強化のために裁判官が果たすべき役割と課題

(ア) 裁判官が果たすべき役割

(家事調停)

家庭裁判所には、当事者の言い分と紛争の対立点を的確に整理し、これを調停の場で共有して、当事者の主体的解決力を引き出す調停運営が求められている。裁判官は、この要請に応えるよう調停の手續主宰者として指導力を発揮し、関係職種が必要な場面でその役割を発揮できるようにマネージメントし、事案を法的観点から検討、当事者に見通しを説明するなど、納得を得られる運営を実践していく役割を果たすべきである。

ここで肝心なのは、裁判官が本質的なことまで理解してその動きをしているかどうかである。つまり、家事法が定められた趣旨や背景を理解しているか、裁判官の役割とは何か、合理的な関与の在り方とは何か、多くの

調停事件が同時に進行する限られた時間の中で、いかにその役割を効果的に果たすか等につき考え、その結果として具体的動きに及んでいるかであろう。

(後見関係)

家庭裁判所には、保護を必要とする本人にとって財産的不利益を受けることのないように、法的観点から適正な管理監督と財産的保護の措置を図ることが求められている。裁判官には、後見事件も自ら責任をもって処理すべき仕事であるとの自覚を持ち、このような要請に応えるべく事件処理の責任者として指導力を発揮する必要がある。すなわち、関係職種をまとめ、処理指針を策定して明示するなど、適正かつ効率的な処理態勢を整え、事件全体が円滑に回る仕組みを考える役割を果たすべきであるし、専門職団体に必要な協議、働き掛けを粘り強く行って理解と協力を得る役割、関係当事者に対し、後見事件を家裁が担う意義につき信念を持って、自ら効果的な働き掛けを行う役割があろう。

決裁を待つ姿勢から抜け出ない裁判官には意識改革が必要であるとともに、そうでない裁判官においても、現在係属する事案を適切に処理するだけでなく、今後、管理継続数が益々増加するという将来予測の下、どう対処すべきか、どのような仕組みが考えられるか、限られた時間と人的態勢の中で合理的な事務処理手順、方法を考えて具体策を講じていく姿勢が必要であろう。

(イ) 課題

裁判官がその役割を適切に果たすために克服しなければならない課題は幾つかあるが、最大の課題は裁判官の意識を十分に高めることにありと認識している。すなわち、基本的な問題意識が不十分な裁判官のみならず、ある程度問題意識を持って取り組んでいる裁判官においても、現状の問題点を克服し、上記のような期待される役割を果たすためには、例えば、繰

り返し言われてきた調停関与の充実について、なかなか定着しない原因を根本的に突き詰めて考えているか、後見について現状の事務を漫然と続けていては、事件が累積的に増加し、将来、適切な対応が困難になる可能性がある」と危機感を持っているかなど、本質的なところの意識を高めることにある。裁判官の意識が高まらないのは、関係職種が多く裁判官の果たすべき役割が一義的に明確とはいえないため、人任せになりやすいことなど、家裁の持つ構造的要因にもその原因があるのではないかと考えられる。そうだとすると、家裁全体として持続性のある運営改善のためには、よほど意識を高く持たないと貫けないであろう。

このような意識を持つようにするためには、具体的に何を克服しなければならないのかについて、家裁の構造的な問題を含め、各庁の御意見を伺いたい。

(2) 裁判官がその役割を適切に果たしていくために司法行政上講ずべき方策

ア 家事調停事件、後見関係事件に関する取組における所長の役割

(ア) 家事調停

現在行っている取組については、各効果につき検証を行うことが必要であり、客観的なデータ等の効果検証に基づき、モチベーションを維持して改善の取組を進めること、一過性でなく、また、個人的な取組に終わらせることなく、裁判官の交替後も持続した組織的な事務処理態勢の構築が必要である。そのために、所長としては、どのような役割を果たすべきであろうか。例えば、①庁の実情に応じた裁判官が最低限関与すべきポイントや評議の方法を全庁的に確認しておく、②取組の内容、実践結果をまとめた事務処理要領等を共有化する、③自ら事件処理を行っている立場で、検証を試みて裁判官に効果検証の視点を提供したり、関与の在り方を議論する等の方策が有効であると考ええる。

(イ) 後見関係

合理的な事務処理態勢を構築し、これを着実に運用するためには、先に述べたような裁判官の役割を各裁判官が明確に認識し、関係職種と協働して実行していく必要がある。そのために、所長としては、何をすべきであろうか。例えば、①緊急事務処理指針に基づく運用の状況を的確に把握し、気のゆるみ等により従来の過ちを繰り返すことのないように確実に運用していくことを指導する、②単に合理的な事務処理の必要性を説くだけでなく、大量の事件を効率的に監督していく必要があるということに対する危機感等、合理的な事務処理を必要とする問題状況を具体的に示して理解させる等が考えられる。

イ 裁判官の意識変革を促すための働き掛け

(ア) 家庭裁判所の機能強化に向けて、引き続き、調停と後見関係を中心に運営改善の努力を重ねなければならないが、それには、裁判官による意識の変革と改善に向けての率先した行動なくして進めることはできない。所長は、裁判官に対し、効果的かつ継続的に働き掛けをしていく必要があるところ、その際には、各裁判官が表面的・形式的な面ではなく、運営改善の前提となっている家裁に対する社会の要請からの乖離、裁判官の責任意識不十分などの状況についての危機感を持ち、目先の事件処理がうまくいけば良いというのではなく、将来を見越し、家裁全体としての合理的な処理態勢の構築が必要であるという視点を持って、個々具体的な課題を検討し、効果を検証し、改善に取り組むように働き掛けていくことが不可欠である。

(イ) 千葉家裁では、具体的には(1)アで記載したような実践を進めており、その結果、本庁支部担当裁判官で意識改革と運営改善を図る必要性を共有し、書記官、家裁調査官（必要に応じて調停委員）の関係職種との間で事務処理や運営の在り方につき議論をして、それぞれの役割やより良いものを目指して形を作る等の全庁的な取組につながっている。当庁は、遅ればせながら、少しずつではあるが、裁判官、更には関係職員の意識改革、改善へ

の取組が進んでいるといえる。

しかし、取組はこれからであり、裁判官の意識改革が十分でないこと、具体的実践に問題が残っていること、今後の持続に向け働き掛けが必要ながことが課題である。裁判官の意識改革や具体的実践に向けては、全ての担当裁判官との間で、具体的な問題設定をした上で、より踏み込んだ意見交換を実施すること、協議会や研究会の準備及び結果報告において、全裁判官により、実践につなげることを意識した意見交換を行うことなどを、また、取組の持続性に関する点では、従来の成果の引継、新たな各チームリーダーの指名、継続分から課題に取組み、中断することなく意識改革、改善姿勢を持続させるよう働き掛けることなどを実施していきたいと考えている。

各庁では、具体的にどのような方法で、どのような働き掛けを行っているかについて、それぞれ所長の御意見を伺いたい。

3 裁判員法施行後5年を経て裁判運営の経験が蓄積されつつある中で、裁判官と裁判員のより実質的な協働を実現するために取り組むべき課題について

(京都地裁)

(1) 裁判員との協働を巡る裁判官の意識

ア 裁判員制度にふさわしい刑事裁判の実現に向けた改革の進捗状況

裁判員法施行後5年が経過したが、その間全国の裁判所で多くの事件が審理・判決されており、国民の司法参加という面においては順調に進んでいるとされている。しかしながら、法曹三者による運営という面においては、それぞれの時期に様々な問題点や課題が指摘されており、主要な論点のみでも、公判前整理手続の長期化や争点整理の在り方、人証による立証への移行の停滞（書証依存の復活傾向）、在るべき評議への提言や判決書の記載の在り方などが挙げられる。個々の問題点や課題のうちには、これまでの事件処理において工夫を重ねる中で改善されたものもあるが、他方、公判前整理手続に関する課題のように裁判員法施行後間もない時期から問題が指摘されながら十分な改善が見られない課題や、人証化のように徐々に改善は見られてきたが、最近では再び書証化の傾向が危惧されるというような課題もある。裁判員経験者のアンケート結果によれば、審理内容が分かりやすいという答えの割合が徐々に低下してきたが、それは審理のみならず、評議や判決、また、公判前整理手続の在り方の問題性を指摘するものともいえよう。これらの課題の真の改善は、各裁判官が、直接主義・口頭主義という理念や従来の書面依存型の審理から人証中心の訴訟活動に進まなければならないという強い意識を持って臨まなければ達成できるものではない。もちろん、そのような意識で臨んでいる裁判官もいるが、他方、従来型の書証を中心とした精密司法に対する親和性あるいは書証がないと安心できないような漠然としたメンタリティーから脱しきれていない裁判官もいるのではないかと。裁判官全体が、改善の努力の前提となる理念について、十分な認識を真に共有することが、こ

れから新たに生じてくる課題に対しても的確に対応する上で重要であろう。現時点においては、そのような理念や方向性を裁判官全体で確実に共有した上で、その理念を実現するための重要な課題の解決に取り組んでいく段階にあるということができよう。

イ 協働の実現に向けた裁判官の意識

裁判員裁判を担当している裁判官の多くは、事件処理は概ね順調であり、裁判員との評議も適切に進行しており、国民の評価も悪くなく、克服すべき課題については当事者の協力が得られずに停滞している部分があるものの、裁判官としては相当の努力をして改善に努めてきたとの意識を抱いていると思われる。また、裁判員裁判は今後も不断の改善や検証が必要な時期にあると認識しているが、他方、裁判員裁判を多く経験した裁判官の中には裁判員の個性や事案に応じた進行について、一応の手順が身に付いてきているという意味での自信を付けた裁判官も多いように思われる。実際に裁判員裁判を担当している裁判官は個々の事件を熱心に処理しており、事件を審理しながら、個々の課題について改善の努力を続けており、裁判官が上記のように認識することは理解できるところもある。しかしながら、裁判員裁判が始まってから5年が経過する中で、裁判員裁判実施前後に裁判員と裁判官の協働を実現するために、あるべき審理、評議をどのようにすべきかにつき、法曹三者がそれぞれの立場で議論していた熱気が感じられなくなり、争点の絞り込み、証拠の厳選、簡潔で分かりやすい証拠調べが理想どおりに行われないまま、徐々に改善に対する意識が薄れてきたように思われる。また、個々の裁判員裁判の円滑な進行という点にやや重心が置かれ、当事者との関係を慮って、粘り強い説明や、必要な強い説得が十分されていないということはないであろうか。一部の庁や裁判官の事件状況によっては、結果的に表面的な対症療法にとどまる状態が生じている可能性は否定できないと考える。これらの問題点からすると、裁判官の現状認識については、裁判員裁判の本質とい

う観点から改めて問い直す必要があるように思われる。

裁判官の間では、裁判員裁判の本質は裁判員と裁判官の実質的な協働であるという理念は言葉としては認識されてきたと思われる。しかし、「実質的な協働」の真の意味について、各裁判官の間で認識が共有され、具体的な場面で生かされてきたかは疑問である。例えば、量刑評議において行為責任の意味についてどこまで説明するかについての認識はかなりばらつきがあるように思われるが、実質的な協働を図るためにはどのような時期にどのような方法でどのような内容の説明をするのが適切なのか十分な議論が必要とされよう。本質的な議論が十分行われないうまま、改善意欲のやや後退した事件処理が続けられていることが、重要な課題についての改善が進んでいない要因ともなっているのではないだろうか。当事者の姿勢の問題はあるとしても、裁判官の意識や姿勢について問い直す必要があると言わざるを得ず、改めて裁判員と裁判官の実質的な協働という裁判員裁判の本質的な視点に立ち戻って、課題の改善の必要性を再度確認し、そのための取組を更に進めていかねばならないと考える。

(2) 裁判員との実質的な協働という観点から在るべき評議、判決を実現するための方策

ア 各庁での取組状況

裁判員裁判における在るべき評議は、裁判員と裁判官が真に協働することにより実現できるものであり、そのような評議の結果が過不足なく示されることにより在るべき判決に至ることになる。これまでの裁判員裁判の判決については、判決の長さは短くなったが総花的な判決が多く、量刑理由からは、どのような点が重視されて主文の刑になったか不明であるとか、主張された要素について適切な立証がされているにもかかわらず判決では何ら触れておらず、どのような評議がされたか疑問がある、あるいは検察官の求刑を超える量刑がされた事案について量刑理由からはその理由が判然としないなど、

判決に至る評議の問題を指摘する声も聞かれる。評議は裁判員と裁判官の協働が最も端的に表れる場面である上、評議を検討することは、結果としての判決書の記載はもとより、評議の前提となる公判審理、公判前整理手続の在り方など手続全般の問題点をも検討することに繋がるものである。例えば、裁判員が争点についてのしっかりとした理解のもとに公判における証拠調べを理解し、評議における意見を述べることができる状況になっていたかという公判前整理手続や証拠調べの問題点の有無も評議の検討から窺い知ることができよう。また、評議の在り方、評議における法律の専門家としての裁判官の役割など、評議がどのように行われているかを検討することは実質的な協働を検討する上で極めて重要である。そして、このような在るべき評議を実現するためには、評議の在り方を具体的事件を通じて検討し、問題点を洗い出して、その改善を図っていくことが効果的である。

既に実際の裁判員裁判で作成された判決書を題材にあるべき判決書について検討を行っている庁もあると思われる。判決書の問題はそれ自体検討すべき課題であるが、それとともにそれを手がかりに評議の在り方や問題点を検討することが重要であると考ええる。個々の事案を題材に評議について議論を行うことについては、①守秘義務との関係で問題がないか、②評議は純粋に裁判事務の問題であり検討を行うことは相当か、③評議は個別性が強くて研究の対象になりにくいのではないかな等の意見があるかもしれない。しかしながら、①評議の検討に当たっては、評議の秘密に抵触するような内容を前提に議論しなくても、裁判員に対する各種説明や法律家としての裁判官の役割分担の在り方、評議の論点を設例的に検討したり、事案に応じた評議の進行方法等の様々な場面について、可能な範囲で裁判員の感想も踏まえながら検討していくこともできよう。また、充実した評議を行うための雰囲気や関係性の持ち方など様々な場面について検討する課題は多い。②の点も個々の事件の評議は裁判事務であることは当然だが、そのことが評議の運営改善の議

論や研究に支障になるものでもないし、③評議は個別性が高いことは言うまでもないが、それは評議一般に通じる課題や問題点の検討の効果を低下させるものではない。裁判員制度の改善という視点からは、むしろ実際の事件で生じた運営上の悩みや工夫を共有することによって、より実践的な改善に結びつけることができると考える。

京都地裁においても、刑事部の全裁判官が出席する勉強会を年4回開催して公判前整理手続や審理及び評議の課題をテーマに検討してきたところであるが、4月から隔月開催として、実際の裁判員裁判の事件を題材に判決書の在り方及びその前提となる評議の在り方について継続して勉強会を始めたところである。これまでの当庁における検討は個別テーマについての事例や工夫内容の紹介及び意見交換にとどまっていたが、今後は、裁判員と裁判官の実質的協働という視点の重要性を刑事部の全裁判官で再確認した上、協働に関する裁判官の理解を検証し、認識を深めていくこととしたい。裁判員の視点からのあるべき評議、すなわち、裁判員の考えを理解し、それに配慮した説明の在り方や評議の進め方など評議における種々の局面について、個々の場面を具体化した事例を設定して、裁判官同士がそれぞれの担当した事件における裁判員との評議の経験を踏まえて、裁判員の視点からその場面における最も適切な対応や説明などの在り方を議論し、実質的な協働の意味を実感できるような検討をしたいと考えている。また、この検討で得られた成果のうち、検察官や弁護士の活動に関するものについては、検察庁及び弁護士会と行っている裁判員裁判に関する検討会や事件終了後の個別の反省会などでも活用することとしたい。そこで、各庁において、どのような取組をしておられるか実情を伺いたい。

イ 所長の果たすべき役割

上記のような意見交換や検討は、種々の範囲で行い得るものである。まず、合議体を構成する3人の裁判官で行ったり、合議体に入っていない部に所属

する裁判官を加えて行うことも考えられよう。さらに、複数の部のある庁においては、刑事部の裁判官の出席の下で、特定の合議体から題材となる事案を提供した上で、議論することも考えられる。小規模庁においては、近隣の庁と合同して検討会を開催することも考えられよう（以前勤務した庁では、周辺3庁が合同して具体的事件の判決や記録を各庁で検討した上、3庁で集まって検討会を開催した。）。当庁では上記のように刑事部の全裁判官が出席して勉強会を開催している。これらの場が本音で実態に即した議論の場となり、その結果が、その後の事件にどのような形で生かされているのか、また、裁判所の構成メンバーが変わったりした際にそれまでに積み重ねられてきた議論や検討の結果がどのように引き継がれているかという点が課題となる。残念ながら、これまで京都地裁においてはそのような議論の結果は各人において保有されるにとどまっており、経験や検討の積み重ねが明確な形で引き継がれてこなかった。そこで、今後はこれらの検討結果をデータの形で保存して共有し、次の議論の出発点を明確にすることとした。このデータの作成が自己目的化しないように、成果をどのように積極的に活用していくのか、更に検討していきたい。

所長としては、マクロ的視点から、事件処理状況や審理・評議に関する全国データや自庁のデータを十分把握分析して、自庁の事件処理に特徴や問題はないか、あるとすれば原因は何かについて十分注意を払うとともに、裁判員経験者のアンケート結果や意見交換会での発言内容なども参考にして、多角的視点から検討して、部総括裁判官に助言するなどして支援をしていく必要があると考える。また、各部の議論状況について、常に関心を持って、部総括裁判官とも意見交換を重ね、全体の研究会で検討すべき課題についても部総括裁判官とよく話し合いながら検討を促し、研究会等にも出席して積極的に関与し、裁判所全体として活発な議論を行っていくための環境作りや雰囲気作りをしていくことが必要であろう。さらに刑事裁判経験のある所長は、

一先輩裁判官として議論の場において、自らの経験を踏まえた意見を述べるなどして実質的な協働の重要性の認識を促すことも考えられよう。民事経験の豊富な所長は、議論状況を把握するとともに、民事裁判官としての経験を生かして、一般市民である裁判員の感覚や視点の理解をどのようにして深めていくかなどについてアドバイスをすることも考えられよう。また、所長としては、検討によって浮かんできた検察庁や弁護士会の協力を要する課題について、従来からの協議の場を活用できるように庁として働き掛けたり、新たな協議の場の立ち上げを検討する等、個々の事件ごとの働き掛けをサポートする活動を組織的に行って、上記のような議論を更に活性化するように支援していくことが適当と考える。

4 若手・中堅裁判官の成長支援について考慮すべき事項

(名古屋地裁)

(1) 成長支援に関する所長の役割について

ア 若手・中堅裁判官の実情

裁判官の成長目標は、中長期的には、適正迅速に事件を処理するとともに、部総括裁判官として裁判部を運営する能力を身につけることに置かれるべきであり、そのためには、法的なスキルやテクニックに加え、人間として豊かな識見と幅広い教養が必要となることは、過去の本会同等において共通認識とされたところである。

ところで、特例判事補の後半から判事1期目終了頃までの時期（以下、この時期の裁判官を「若手・中堅裁判官」という。）は、単独事件処理の中核となるとともに組織運営に積極的に貢献し、将来の部総括指名に備えるべき重要な時期であるが、任官直後の判事補のほとんどが熱意にあふれ、将来に期待を抱かせるのに対し、この年代になると、さらに意欲を増し、鋭い洞察力に感心させられる者がいる反面、判断が表層的な者、じわじわと未済件数が上昇していく者など、物足りなさを感じずる者もいる。組織人としての自覚においても、自己の事件処理にのみ没頭し、組織全体に関心を向けない者もあり、全体として任官直後の時期に比して、ばらつきを生じているように思われる。個人的には、深刻なレベルでの課題を抱える裁判官が以前よりも増えているとの印象は受けないが、問題点の萌芽という意味で言えば、若手・中堅の裁判官集団に広く懸念材料を見いだすことができるのではなかろうか。

このような意味で若手・中堅裁判官の成長を阻害する要因は多種多様であって、一概に論ずることはできないが、いくつかの仮説を考えることができる。

第一に、事件処理が繁忙過ぎて自身を振り返る余裕がないと主張されることがあるが、高裁民事部での勤務中、繁忙な庁の裁判官の判決に問題が多い

という印象は全く受けなかったことに照らすと、繁忙度と問題の深刻度との相関関係は希薄であると感じている。

一方で、高裁から見ると、例えば、真正に成立した書証は尊重されるべきとの一般論に寄りかかり、他の証拠から認められる矛盾した事情を十分に考察しない判決などに接することがあり、自らの洞察力で真実に迫る努力を尽くしていないと感じることがある。また、紛争の社会的・文化的背景を探究する姿勢や、幅広い教養を備えた人間力ともいうべき資質・能力の不足を感じることもある。実際にも、先輩や同僚らとの交流や議論に消極的で、個人の殻に閉じこもりがちな裁判官の中に、問題を抱える者の占める割合が高いと感じられる。総じて、問題のある若手・中堅裁判官の多くは、これまでの経験に安住し、裁判官としての自らを相対化し、社会の中で裁判官の在るべき姿を真摯に追求する姿勢が不足しているのではないかと思われるが、いかがであろうか。

前述したとおり、根本的な資質に問題のある若手・中堅裁判官はむしろ少数であると思われるから、多くの裁判官については、適切な働き掛けを行い、スキルと教養の両面で不断の努力が必要であるとの自覚を深めさせることにより、更なる成長を促すことができると考えられる。

この問題を考えるに当たっては、司法制度改革の過程で誕生した裁判官の育成施策にも目を向ける必要があろう。このうち、人事評価制度については後述するとして、ここでは判事補の外部経験制度を取り上げたい。経験者からは、視野が広がった、国民が裁判所をどのように見ているか再認識できたなどと高く評価する声が多く出されている。実際、留学経験のある陪席と仕事をした経験でも、自分の意見の伝え方や幅広い角度からの証拠の評価について、将来の成長を予感させることがあった。

一方で、外部経験を経た若手・中堅裁判官の中にも、前述したばらつきが見られることは否定できない。現に、留学後に自己の希望する分野の事件の

担当に固執し、最終的に退官した裁判官がいたが、外部経験の趣旨を理解せず、かえって自らの視野を狭めた例と言わざるを得ない。

外部経験は裁判官に複眼的な見方を与える貴重な経験であるが、今後これを裁判官としての成長をサポートする制度としてより一層活かしていくためには、所長においても、外部経験を経た裁判官たちと率直な意見交換をするとともに、未経験者に対してその意義を適切に伝えていく努力を続けることが求められていると思われる。

イ 部総括裁判官の現状

若手・中堅裁判官の成長に最も大きな影響を与えるのは、日常的に接する部総括裁判官(支部長)である。部総括裁判官は、事件処理や組織運営のノウハウを伝授することはもちろん、陪席裁判官に人格的な刺激を与えることにより、次世代の後継者を養成する役割を担っている。

しかし、多くの部総括の意識はもっぱら左陪席の育成に集中しており、部総括から右陪席に関する話を聞いても、左陪席の起案への添削状況について述べる程度であり、右陪席の成長に対して刺激を与えるという意識が希薄であることをうかがわせる。その原因としては、もともと、右陪席裁判官は単独事件処理の主力であり、その成長は自己責任の問題であるという意識が強いことに加えて、昨今は、部総括と陪席裁判官との人間的な接触が淡泊になっていることなどが指摘できよう。

この点、現在の民事部では、いかに部の(多元的)機能を活性化し、合議を充実強化するかが喫緊の課題となっている。この取組の中で、右陪席が合議事件への関与を通じて自らの事件処理を顧み、更なる成長への刺激とすることや、部総括の右陪席の成長に対する意識を高めていくことが期待される。

ウ 所長の役割

所長は、組織の長としても、先輩裁判官としても、将来の司法を支える後輩の人的成長を見守り、その能力を伸張させるべく援助する責務がある。

具体的には、所長は、常日頃から部総括との連携を密にするとともに、各庁で開催されている各種研究会等に気軽に参加するなどして、所属裁判官の実情を的確に把握することが第一歩であろう。

成長が停滞している者については、本人に課題を認識させて主体的に改善策を検討させるべきである。後に述べる人事評価のための面談以外にも、庁内の各種研究会等において、本人の課題に応じて実質的な役割を委ねていくことなども効果的であろう（当庁では、裁判部の活性化を目的として、本年4月期に民事、刑事の実務改善を求める全庁的な協議会を発足させたが、その運営の中心は右陪席クラスが担うことになっている。）。

そして、所長自身も、自らの職責について改めて思いを致す必要があるだろう。管内の裁判所の実情を十分に把握し、リーダーシップを発揮しているか、自らが管内の裁判官に対する人格的な刺激たり得ているかということについて、一人一人の所長が、自らに問いかけていく必要があると思われる。

(2) 10年を経た人事評価の実情と課題について

ア 「対話型」人事評価の実情

「裁判官の公平な人事の基礎とする」とことと「裁判官の能力の主体的な向上に資する」ことを目的とした現在の人事評価制度が始まって10年が経過した。特に、後者に関しては、主体的に自己の課題を認識させ、改善努力を尽くさせる対話型の面談を実現すべく、各庁で工夫されていると思われる。

もっとも、所長や対象裁判官の任期の関係で、多くの裁判官については、前任所長が作成した評価書や、前任庁での評価書を前提として助言や指導を行わざるを得ないが、これらの評価書が具体的な事実の記述でなく単なる抽象的な評価に終始している場合、双方向の対話を行うことは容易ではない。

このような限界を補うためには、面談に先立ち、部総括や支部長、さらには書記官室等から生の事実に基づく正確な情報を収集することが重要である。一方で、このような情報収集は、一歩間違えば、所長面談が切り違い尋問

のようにならないか、一般職を通じた監視とならないかとの懸念もあり、各所長において工夫を重ねているところと思われるので、御意見を伺いたい。

その上で、面談においては、評価の基礎となった事実関係についての本人の認識や、改善に向けた取組について語らせ、評価書にも、これらを所長の助言とともに盛り込み、翌年度の評価に繋げていくことが重要である。

この点、所長の立場から見て難しいのは、大多数を占める平均的な裁判官については有意な評価情報がなく、指摘すべき課題も設定し難いという点である。「課題がなければよい」という割り切りも一つの考え方ではあるが、自ら課題を考える姿勢を涵養するという観点から、あえて、面談において意識的に自らの課題を述べさせることも考える必要があるだろう。

イ 自己研さんに向けた適切なアドバイスの在り方

人事評価のための面談は、所長が裁判官に直接向き合い、課題の指摘や助言を行う場として貴重なものである。しかし、一定の経験を経た若手・中堅裁判官に対して課題を一方向的に指摘しても成功する可能性は低く、本人自身がこれに気づき、主体的に改善の努力を払うことが不可欠である。

そのためには、日頃から信頼関係の構築に努めることのほか、面談の際も、和やかな雰囲気醸成し、本人から課題の自覚を引き出していく姿勢や、本人の言い分に真摯に耳を傾ける姿勢が必要となろう。前任所長の評価が厳しい場合、とかく先入観を持って面談に臨みがちになるが、問題点が完全に解消されなくとも、改善の兆しが見えたならば、率直にこれを評価し、さらに改善への意欲を増進させる姿勢が望ましいと考えるが、いかがであろうか。

(3) 司法研修所における研修の充実

最近、司法研修所第一部は、従前の本館から職員総合研修所敷地内に移転するとともに、人的にも物的にも充実した陣容となった。また、近年、紛争の背景となる社会や人間に関し視野を広げ、主体的な思考力を鍛えることを目的とする基盤研究会が設けられ、拡充が進められているが、前述のような若手・中

堅裁判官の課題に対応する上で、この取組は誠に時宜にかなったものであり、一層の充実を期待したい。さらに、参加した裁判官が帰庁した後に報告会を開催し、その効果を少しでも他の裁判官にも還元することが望ましい（所長や部総括らの先輩裁判官も参加することにより、庁全体として裁判の基盤となる広い識見や主体的な思考力の重要性に関する認識が深められよう。）。

もっとも、司法研修所の拡充や研修内容の充実がなされても、参加者が主体的・効果的に研修に取り組む姿勢がなければ、効果は期待できないが、問題を抱える裁判官に限って研究会への参加に消極的な傾向がある。過去の本会同等でも指摘されたことであるが、所長としては、研究会への積極的な参加を奨励し、参加が容易になるような環境整備を行うとともに、かかる裁判官に対して適切に働き掛けを行い、参加意欲の醸成を図ることが必要であろう。

平成 2 6 年 6 月 1 8 日

高 等 裁 判 所 長 官
地 方 裁 判 所 長 会 同
家 庭 裁 判 所 長

最高裁判所長官挨拶

最高裁判所長官挨拶

前世紀の終わりから続く国際的、社会経済的な環境の変化の中で、様々な課題が浮上してきていますが、加えて、この間に起きた二度にわたる大震災などが国民生活に少なからぬ影響、制約を与えてきました。このような前例のない状況に対応しようと、社会の幅広い領域で多くの取組が進められています。その中で、個別の事案、事件に具体的、妥当な解決をもたらすことを使命とする司法が、変化の速さに対応しつつ、その機能を健全に維持し、役割を果たしていくことにはかなりの困難が伴いますが、それだけ社会的な期待も大きいことを忘れてはなりません。司法に携わる者には、このような時代の要請を的確に見据え、国民の信頼に応える努力を続けていくことが求められています。

民事裁判の分野では、事件数の面では落ち着きを見せているものの、先端的知見が深く関わる事件、国民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼす事件、深刻な価値観や意見の対立をはらんだ事件など複雑困難な事件が目立ってきています。これらの事件について、紛争の実相をとらえ、多角的な観点から検討を加えた質の高い判断を行うことが裁

判全体に対する国民の信頼を得る上でも重要であることは、繰り返し述べられてきたところです。加えて、当事者の訴訟活動に様々な変化が見られるなどの指摘がある中、これまでに築き上げてきた審理運営の基本的技法を継承しつつ、事案の内容や訴訟活動の変化に即した適切な審理運営となるよう一層の改善を図ることも課題となっています。これらの課題に対応していく一つの方策として、個々の裁判官の努力とともに、「部」という単位に世代、経験年数を異にする裁判官が所属して事件処理を行うことの意味を問い直し、合議体による事件処理の充実や「部」内の議論の活性化を着実に根付かせていく必要があります。また、簡易裁判所においても、紛争の困難化や弁護士代理人選任率の上昇等に対応した運用改善が求められています。裁判所全体としての紛争解決機能を高めていくとの観点から、地方裁判所と簡易裁判所の連携と役割分担を視野に入れた庁全体としての取組を進めていくことが大切です。

裁判員制度は、今年5月で施行後満5年を経過しました。国民の高い意識と誠実な姿勢に支えられ、概ね安定的に運営されているといえるでしょうが、裁判員と裁判官との真の協働という法の理念を実現するためには、なお実践的に

取り組むべき課題が残されています。公判前整理手続において迅速かつ的確に争点整理・証拠整理を行うことや、法廷で心証を得ることのできる分かりやすい公判審理を実現することなどは、かねて指摘されてきたところです。さらに、評議においては、審理を通じて明らかになった争点に即して、適切かつ実質的な意見交換が行われなければなりません。そのためには、一件一件の事件において充実した評議の実現に心を砕くと同時に、審理・評議の経過を虚心に振り返り、新しい時代の刑事裁判における事実認定や量刑判断の枠組み作りに活かしていく姿勢も重要です。刑事裁判に、より確かな国民的基盤を築こうと始められたこの制度については、施行のための準備、円滑なスタートといった段階を経て、今後、国民との協働作業で得られつつある貴重な経験を裁判実務の共有財産として活用していくための自覚的な努力が、裁判官をはじめとする関係者の間で着実に積み重ねられていく必要があります。

家庭裁判所に提起される事件は、依然として増加傾向にある上、価値観の多様化や社会の少子高齢化、国際化といった家庭をめぐる環境の変化等を反映して、ますます解決困難なものが多くなってきており、家庭裁判所には、その

法的紛争解決機能を強化していくことが求められています。家事事件手続法が施行されて約1年半が経過しましたが、法の趣旨に沿って、説得力の高い解決ができるよう、各種事件の審理運営方法の改善に引き続き取り組んでいかなければなりません。とりわけ、家事調停事件においては、手続の主宰者である裁判官が、裁判官と調停委員それぞれの果たすべき基本的役割を改めて確認した上で、効果的な調停運営について検討を深め、これを実践していくことが重要です。また、成年後見関係事件が増加を続けている現状において、ニーズに応じた的確な対応ができるよう、後見制度支援信託の活用を含め、事務の在り方や処理態勢についての検討を更に重ねていく必要があります。

以上のような作業に中心的役割を果たす裁判官を育成していくことは、司法の充実・発展のために不可欠であり、裁判所にとって最も重要な柱です。時代の要請に応え司法の役割を果たしていくためには、国民の信頼を得るに足る資質と能力を備えていなければならず、事件処理に必要な知識や技量を蓄えることはもちろんのこと、広い視野と柔軟な思考力を身に付け、社会的事象に対する洞察力を磨いていかなければなりません。そのためには、裁判官自身が、

高い意識を持って、自己研さんの努力をたゆむことなく続けることが肝要ですが、主体的かつ自律的な成長に資する研修の更なる充実を図るなど、成長支援の在り方の検討を深めていく必要があります。

司法は国民の信頼の上に立ってこそ、その機能を全うできます。これまで裁判所は、一つ一つの事件を適切、確実に解決していくことを通じて、その信頼を確かなものとするべく努力を重ねてきました。今後とも、この基本的姿勢が揺らぐことがあってはなりません。裁判所の直面する課題が困難なものとなっているだけに、一層、裁判所職員各自が司法の役割とそれを担う者としての責務を自覚し、引き続き、適正な職務遂行に努め、誠実かつ真摯にその職責を果たしていただきたいと強く思います。

以上をもって、私の挨拶とします。